

令和 6 年度介護保険施設等集団指導

(各サービス共通)

柏崎市福祉保健部介護高齢課

対象サービス

柏崎市指定介護サービス事業所

- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 居宅介護支援
- 介護予防支援

目 次

- 各サービスの基準省令の主な改正ポイント
(人員基準・運営基準)
- 令和6年度運営指導結果について
- その他連絡事項



各サービスの基準省令の主な改正ポイント **(人員基準・運営基準)**

1 「書面掲示」規制の見直し

★対象サービス：全サービス

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公開システム上）に**掲載・公表しなければならない。**

令和7年4月1日から義務化

2 管理者の兼務範囲の明確化

★対象サービス：全サービス

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても**差し支えない**。

★多機能系サービスのみ下記も追加

<管理者の配置基準の見直し>

管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能な**サービス類型を限定しないこと**とする。

3 身体的拘束等の適正化の推進（適正化のための措置）

★対象サービス：多機能系サービス

身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。

- ・ **委員会を開催**（3月に1回以上）し、その結果に従業者に**周知徹底**を図る。
- ・ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**する。
- ・ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**する。

令和7年4月1日から義務化

措置が講じられていない場合 ⇒ **減算**となる

3 身体的拘束等の適正化の推進（適正化のための措置）

★対象サービス：多機能系サービス

解釈通知 身体的拘束等適正化検討委員会の開催について

- ① 身体的拘束等について報告するための**様式を整備**すること。
- ② 身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を**記録**するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について**報告**すること。
- ③ 委員会において、報告された**事例を集計し、分析**すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等进行分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の**適正性と適正化策を検討**すること。
- ⑤ 報告された**事例及び分析結果を従業者に周知徹底**すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、**その効果について評価**すること。

3 身体的拘束等の適正化の推進（適正化のための措置）

★対象サービス：多機能系サービス

解釈通知

身体的拘束等の適正化のための指針

- ① 事業所における身体的拘束等の適正化に関する**基本的考え方**
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他**事業所内の組織に関する事項**
- ③ 身体的拘束等の適正化のための**職員研修に関する基本方針**
- ④ 発生した身体的拘束等の**報告方法等のための方策に関する基本方針**
- ⑤ 身体的拘束等**発生時の対応に関する基本方針**
- ⑥ 利用者等に対する**当該指針の閲覧に関する基本方針**
- ⑦ その他身体的拘束等の**適正化の推進のために必要な基本方針**

3 身体的拘束等の適正化の推進（適正化のための措置）

★対象サービス：多機能系サービス

解釈通知 身体的拘束等の適正化のための研修

研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における**指針に基づき、適正化の徹底**を行うもの

- ① 当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年2回以上）**を開催するとともに、**新規採用時には必ず**身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。
- ② 研修の**実施内容についても記録**することが必要である。研修の実施は、職員研修等の事業所内での研修で差し支えない。

4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

★対象サービス：多機能系サービス、グループホーム、地域密着型特養

経過措置あり

現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための**委員会の設置を義務付ける。**

令和9年4月1日から義務化

4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

★対象サービス：多機能系サービス、グループホーム、地域密着型特養

解釈通知

- ① 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。**各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。**
※ 外部の専門家を活用することも差し支えない。
- ② 定期的を開催することが必要であるが、開催する頻度については、**委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。**
- ③ 委員会の開催に当たっては、**「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」**等を参考に取組を進めることが望ましい。

4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

★対象サービス：多機能系サービス、グループホーム、地域密着型特養

④ 事務負担軽減の観点等から、下記の開催でも差し支えない

- ・他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと**一体的に設置・運営**する。
- ・事業ごとに実施が求められるものであるが、**他のサービス事業所との連携等**により行う。
- ・従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合も想定される。「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策」が適切に検討される場合は、**法令とは異なる委員会の名称を用いる**。

5 協力医療機関との連携体制の構築

地域密着型特養の場合

★対象サービス：地域密着型特養

経過措置あり

(1) 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを**義務化**（③は病院に限る）

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、**医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保**していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、**診療を行う体制を常時確保**していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、**入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保**していること。

※ 複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

令和9年4月1日から義務化

解釈通知 想定される医療機関

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関

5 協力医療機関との連携体制の構築

地域密着型特養の場合

★対象サービス：地域密着型特養

- (2) **1年に1回以上**、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の**対応を確認するとともに**、当該協力医療機関の名称等について、指定権者に**提出しなければならない**。

解釈通知

- ・ **別紙 3** により届出を行う。
- ・ 協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合は、速やかに指定権者に届け出る。
- ・ (1)の経過措置期間（令和9年3月31日まで）において、(1)①～③の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画の届出を行うこと。

5 協力医療機関との連携体制の構築

地域密着型特養の場合

★対象サービス：地域密着型特養

- (3) 入所者が協力医療機関等に入院後、退院が可能となった場合においては、**速やかに再入所させることができるように努めること。**

解釈通知

「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、**できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならない**ということ。

6 協力医療機関との連携体制の構築

GHの場合

★対象サービス：グループホーム

- (1) 協力医療機関を定めるに当たり、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように**努めることとする**。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、**医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保**していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、**診療を行う体制を常時確保**していること。

解釈通知 想定される医療機関

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関

6 協力医療機関との連携体制の構築

GHの場合

★対象サービス：グループホーム

- (2) **1年に1回以上**、協力医療機関との間で、入居者の病状の急変が生じた場合等の**対応を確認するとともに**、当該協力医療機関の名称等について、指定権者に**提出しなければならない**。

解釈通知

- ・ **別紙3**により届出を行う。
- ・ 協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合は、速やかに指定権者に届け出る。

6 協力医療機関との連携体制の構築

GHの場合

★対象サービス：グループホーム

- (3) 入居者が協力医療機関等に入院後、退院が可能となった場合においては、**速やかに再入居させることができるように努めること。**

解釈通知

「速やかに入居させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再び入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、**できる限り円滑に再び入居できるよう努めなければならない**ということ。

7 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

★対象サービス：地域密着型特養、グループホーム

- (1) 感染者の診療等を行う**第二種協定指定医療機関**と連携し、**新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。**

解釈通知

取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4カ月から6カ月程度経過後）において、入所者（入居者）が**新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。**

第二種協定指定医療機関：感染症法第6条第17項に基づき発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関

7 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

★対象サービス：地域密着型特養、グループホーム

- (2) 協力医療機関が**第二種協定指定医療機関**である場合には、**当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。**

解釈通知

協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。

8 虐待の防止

★対象サービス：全サービス

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること**）が講じられていない場合に、基本報酬の**減算**となる。

令和6年4月1日から義務化

9 業務継続計画（BCP）の策定

★対象サービス：全サービス

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が**未策定**の場合、基本報酬の**減算**となる。

令和6年4月1日から義務化

留意事項通知（平成12年3月1日老企第36号）

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、**減算を適用しない**。
- ② **訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援**については、**減算を適用しない**。



令和7年3月31日で経過措置期間終了となる



令和 6 年度運営指導結果について

1 居宅介護支援・介護予防支援

2 小規模多機能型居宅介護

3 認知症対応型共同生活介護

4 地域密着型通所介護

1 居宅介護支援・介護予防支援①

項目	指摘事項
(1) 業務継続計画の策定等について	感染症に係る業務継続計画が作成されていなかった。 居宅介護支援事業所は、経過措置期間中であるため、 業務継続計画未策定減算適用 としない。
(2) 虐待の防止について	虐待の防止のための指針が作成されていなかったため、 高齢者虐待防止措置未実施減算適用 となった。
(3) 受給資格等の確認について	被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認している記録がなかった。被保険者証の写しの保管、必要事項の記録又は必要事項を確認した旨を記録すること。
(4) 掲示について	介護支援専門員の勤務の体制について、掲示の内容が不十分であった。職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を記載した掲示をすること。

1 居宅介護支援・介護予防支援②

項目	指摘事項
(5) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について	① サービス担当者会議を開催するための招集通知や招集した記録等がなかった。また、居宅サービス事業所からのFAXによる平時の連絡文書（報告等）をサービス担当者会議における意見として記載している事例があった。 適切にサービス担当者会議が開催されていなかったため、 運営基準減算適用 となった。
	② アセスメントを実施しているが実施記録がなかった。支援経過記録等を実施日やアセスメント結果等を記録すること。
	③ 利用者及びその家族に対し、居宅サービス計画を交付した記録がなかった。支援経過記録等に交付日時、交付先、ケアマネジャーが交付したこと、交付の方法を記載すること。
	④ サービス提供事業所の担当者に個別サービス計画の提出を求めた記録がなかった。担当者に居宅サービス計画を交付した時は、担当者に対し、個別サービス計画を求め、そのことについて記録すること。

1 居宅介護支援・介護予防支援③

項目	指摘事項
(5) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について	⑤ 訪問看護等の医療サービスを利用する場合に、主治の医師の意見を求めていなかった。また、主治の医師に居宅サービス計画を交付した記録がない事例があった。 医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、主治の医師等の指示があることを確認すること。サービス担当者会議録等にその必要性を記載し、主治の医師等にケアプランを交付すること。
	⑥ 居宅サービス計画書の援助内容について、期間の終了年月日が項目ごとに記載されていなかった。項目ごとに終了年月日を記載すること。

2 小規模多機能型居宅介護①

項目	指摘事項
(1) 従業者の員数等について	サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上配置する必要があるが、人員欠如となるサービス提供日が複数回あった。 減算要件には該当しないものの、1日でも人員欠如となった場合は、基準違反となるため、人員配置を適切に行うこと。
(2) 地域との連携等について	小規模多機能型居宅介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないが、当該記録が公表されていなかったため、適切に公表すること。
(3) 居宅サービス計画の作成について	① 居宅サービス計画において、長期目標の期間終了後の新たな計画が作成されていない事例があった。適切に居宅サービス計画を作成すること。

2 小規模多機能型居宅介護②

項目	指摘事項
(3) 居宅サービス計画の作成について	② 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してアセスメントを行う必要があるが、その記録がない事例があった。適切に記録すること。
	③ 利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の原案について説明し、利用者の同意を得る必要があるが、その記録がない事例があった。同意を得たことについて、記録すること。
	④ 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付した記録がない事例があった。交付した旨を記録すること。
	⑤ 利用者の居宅を訪問し、モニタリングを行う必要があるが、その記録がない事例があった。適切に記録すること。

2 小規模多機能型居宅介護③

項目	指摘事項
(3) 居宅サービス計画の作成について	⑥ 居宅サービス計画の変更に当たり、変更の必要性についてサービス担当者会議を開催し、意見を求める必要があるが、担当者会議を開催した記録がない事例があった。サービス担当者会議を適切に開催し、記録すること。
	⑦ 居宅サービス計画の同意を得た日付が、サービス開始日以降の日付になっている事例があった。サービスを開始する前に同意を得ること。
(4) 小規模多機能型居宅介護計画の作成について	① 利用者又はその家族に対し、小規模多機能型居宅介護計画について説明し、利用者の同意を得る必要があるが、その記録がない事例があった。同意を得たことについて、記録すること。
	② 小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付した記録がない事例があった。交付した旨を記録すること。

3 認知症対応型共同生活介護①

項目	指摘事項
(1) 従業者の員数等について	利用者の生活時間帯における介護従業者の員数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置する必要があるが、人員欠如となるサービス提供日が複数回あった。 減算要件には該当しないものの、1日でも人員欠如となった場合は、基準違反となるため、人員配置を適切に行うこと。
(2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成について	認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならないが、交付した旨の記載がない事例があった。支援経過等に交付した旨を記載すること。

3 認知症対応型共同生活介護②

項目	指摘事項
(3) 業務継続計画の策定等について	感染症に係る業務継続計画において、備蓄品リストを作成する旨の記載があったが、備蓄品リストは作成されていなかった。また、災害に係る業務継続計画においては、備蓄品に関する記載がなかった。各計画における備蓄品に関する事項を適切に整備すること。
(4) 虐待の防止について	虐待防止マニュアルは、整備されていたが、「虐待の防止のための指針」として示すべき項目が一部記載されていなかった。高齢者虐待防止措置未実施減算適用とはならないものの、策定不十分であるため、早急に対応すること。

4 地域密着型通所介護

項目	指摘事項
(1) 地域密着型通所介護計画の作成	地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならないが、交付した旨の記録がない事例があった。支援経過等に交付した旨を記載すること。
(2) 地域との連携等	指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。職員に対してのみ回覧している状況であったため、適切に公表すること。
(3) 認知症加算について	地域密着型通所介護における認知症加算は、厚生労働大臣が定める基準を満たした上で、 日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者 に地域密着型通所介護を提供した場合に算定できるものとなっている。認知症加算を算定している利用者について、日常生活自立度の確認はしているものの、直近の日常生活自立度に関する記録や根拠がない事例があった。認知症加算の算定要件の一つであるため、記録や根拠を残すこと。

その他連絡事項

その他連絡事項

(1) 柏崎市の補助金について

補助金	内容
介護職員就職支援事業補助金	介護施設における介護従業者不足の解消を図るため、介護職に関する資格を有する者が柏崎市内の介護施設に新たに勤務する場合又は就職から3年以内に対象資格を取得した場合に補助金を交付する。
介護資格取得支援補助金	介護職員のスキルアップに伴う資質向上と定着を図るため、年度内に対象研修等を修了又は合格した介護職員を雇用している事業者に、対象経費の一部を補助する。
介護夜勤対応者補助金	介護夜勤対応者の処遇改善の推進によって夜勤対応可能者の確保と離職防止を図るため、市内介護事業者が夜勤手当を増額する場合に、その手当を予算の範囲内で補助する。
介護支援専門員定着支援金	業務継続の意欲向上を図り、離職を防止するために市内の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員に支援金を交付する。

その他連絡事項

(2) 事業者等の呼称について

事業者 = 法人（例：〇〇株式会社、社会福祉法人〇〇etc）

代表者 = 法人の代表（例：代表取締役〇〇 〇〇etc）

事業所 = 法人が運営するサービス事業所（〇〇事業所、〇〇ホームetc）

(3) 介護給付費算定に係る届出日と算定開始月について

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、総合事業

1～15日に届出 ⇒ 届出受理日の翌月から算定開始

16日～月末に届出 ⇒ 届出受理日の翌々月から算定開始

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

届出受理日の翌月から算定開始

ただし、届出受理日が月の初日の場合は、当該月から算定開始

その他連絡事項

(4) 電子申請届出システムによる更新申請の流れについて

本市では、令和6年4月1日から電子申請届出システムによる届出の受付を開始しました。電子申請による更新申請の流れは次のとおりです。

- ① 指定予定日の前々月の末日までに申請
- ② 市が納入通知書を送付
- ③ 事業所が更新手数料を振り込む
- ④ 市が振込みを確認
- ⑤ 更新申請書類の審査開始
- ⑥ 指定更新

※ 新規指定申請を行う場合は、申請前にご相談ください。

以上で、令和 6 年度介護保険施設等集団指導を終了します。

受講いただきありがとうございました。

【受講確認について】

① 市のオンライン申請システムにアクセス

柏崎市ＨＰ「介護保険施設等の指導監査（市指定事業所対象）」
に掲載しています。

② 各種項目を入力して、送信してください。

※ 受講した全ての事業所が送信してください。

受講確認を送信して、令和 6 年度集団指導は受講完了となります。

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係